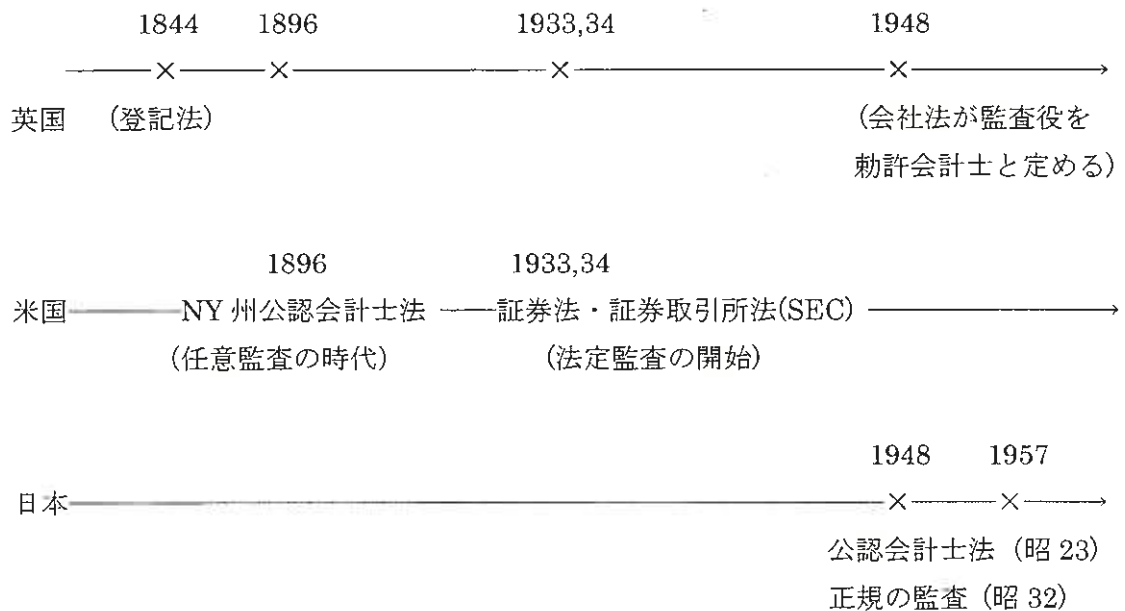


今、世界の会計・監査は

■ 概史



- 英国会社法は監査役を設置し、監査役を「勅許会計士」と定める。
- 米国会社法（州法）は、自州に会社を誘致するため会計・監査に関しては極めて甘い規定。連邦法である証券法（1933年）及び証券取引所法（1934年）が独立公会計士（Independent Public or Certified Accountants）による監査済み財務諸表のSECへの届出を強制。
- 日本の公認会計士制度は、英国に比べ100年の遅れ、米国に比べ50年の遅れ。

■ アメリカ職業会計士監査制度 130年の歴史

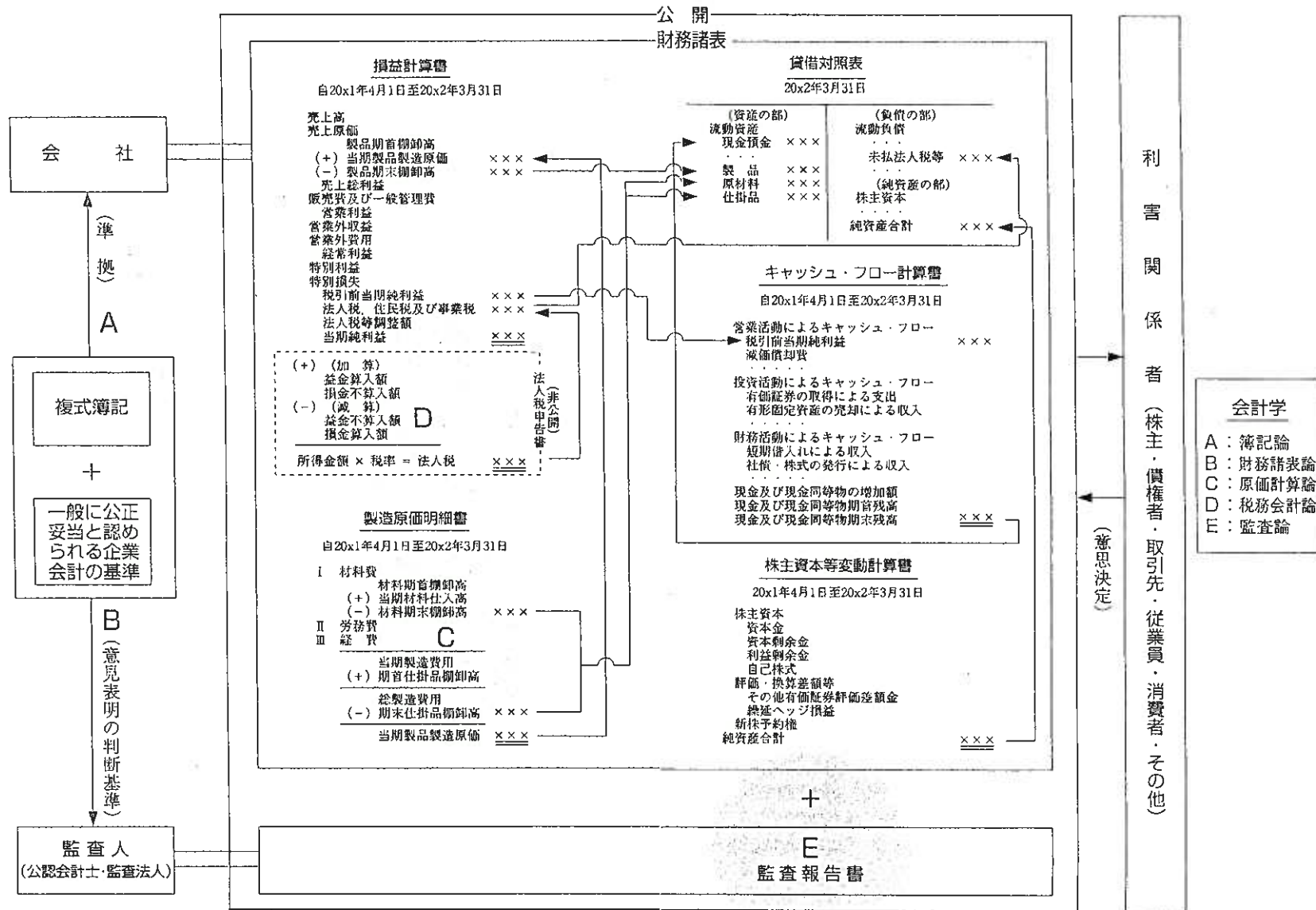
1. 1880年代～1900年代（誕生と成長の時代）
英国の対米投資と勅許会計士の渡米、企業合併運動と英国会計士の活躍、
アメリカ公共会計士協会（1887 設立、AICPA の母体）、ニューヨーク州公認会計士
法（1896、CPA という称号 → 1921、全米が公認会計士法）
2. 1910年代～1920年代（「量的」拡大期）
所得税法の職業会計士への影響（1917年、18年歳入法による高率課税、連結納税）、
株主宛財務諸表監査の発展
3. 1933年～1939年（法定監査の開始）
有価証券法（1933、有価証券届出書）と証券取引所法（1934、有価証券報告書）の
成立、SEC の設置（会計基準設定権限を保持するが、これを公認会計士業界に委譲、
『官』と『民』の関係）
4. 1940年～1959年（GAAP 形成への努力：会計手続委員会）
AIA 会計手続委員会による会計原則の発表（51の「会計研究公報」）、時価減価償却
論争・企業結合会計・リース会計、大会計事務所の中小会計事務所の吸収と「繁栄」
5. 1960年～1972年（会計原則形成の葛藤：APB（会計原則審議会））
31件のAPB オピニオン、投資税額控除会計基準と合併会計基準の失敗、
コンピュータに伴うMASの拡大と業界の「大繁盛」、会計基準設定権限の喪失
6. 1970年代（嵐の70年代：議会による公認会計士業界の統制の危機）
会計士訴訟の増加、議会（モス、メトカーフ）による公認会計士業界への介入→AICPA
の自主規制 — ピア・レビュー（同僚検閲）、FASB の活動開始（1973）、
7. 1980年代（エクスペクテーション・ギャップ）
エクスペクテーション・ギャップ（監査基準—不正の発見+懐疑心（skepticism）、
継続企業の監査等）
8. 1990年代（プロフェッショナルリズムの危機）
銀行や貯蓄組合（S&L）や金融機関の倒産と公認会計士に対する訴訟の増加
9. 2001・2年～現在
「会計産業」の覇者 アーサー・アンダーセンの崩壊→サーベンス・オクスレー法の
制定→ PCAOB（Public Company Accounting Oversight Board）
“ビッグ4”（Deloitte（3兆2,000億円）—トーマツ、PwC（3兆2,000億円）—あら
た、E&Y（2兆6,000億円）—新日本、KPMG（2兆4,000億円）—あずさ）

* 千代田邦夫著『闘う 公認会計士—アメリカにおける150年の軌跡』（中央経済社、
2014年）

■ 会計基準の国際的統合

- 1973年 国際会計基準委員会 (IASC : International Accounting Standards Committee) の設立(先進 9 ヶ国の会計職業団体の集まり)
- 2000年 証券監督者国際機構 (IOSCO : International Organization of Securities Commissions、各国の証券市場を監督する機関の集まり) が国際会計基準を承認
- 2001年 国際会計基準審議会 (IASB : International Accounting Standards Board) へ
- 2002年 IASBと米国の財務会計基準審議会 (FASB) の会計基準の統合に向けた合意成立
- 2005年 EUが域内の上場企業 (約7,000社) に対して「国際財務報告基準」(IFRS) に準拠した連結財務諸表の作成を要求
- 2007年 企業会計基準委員会(日本の企業会計基準設定機関) とIASBは2011年6月末までに会計基準を全面的に共通化することで合意 (東京合意)
- 2007年 米国の証券取引委員会 (SEC) はSECに登録する外国企業に対して国際財務報告基準の採用を認める
- 2008年 SECは米国企業にも国際財務報告基準を容認する案を提示
- 2008年 SECは2011年までに米国企業についても国際財務報告基準の採用を認めるかどうかの判断を行うことを決定→現在中断
- 2009年 日本の企業会計審議会は国際財務報告基準受け入れのロードマップ案を公表—上場企業の連結財務諸表に国際財務報告基準を強制適用するかどうかの判断の時期を2012年を目途とする。金融庁は一定の企業の連結財務諸表に対して2010年3月期から国際財務報告基準金の任意適用を認める。
- 2013年 企業会計審議会は、当面、「我が国に適した IFRS」の開発を進めると表明
- 現在 IFRS の利用を要求または容認している国は約 120 ヶ国。“G20” (主要 20 ヶ国・地域) では、EU、中国、フランス、ドイツ、イギリス、ロシア、カンダ、オーストラリア等 17 ヶ国が主に上場企業に IFRS を適用し、米国と日本は限られた範囲で任意適用。

〔資料1〕 財務ディスクロージャーと会計の仕組み



+

E 監査報告書

会社

(準) A

複式簿記

+

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

B (意見表明の判断基準)

監査人 (公認会計士・監査法人)

利害関係者 (株主・債権者・取引先・従業員・消費者・その他)

(意思決定)

会計学

A: 簿記論
B: 財務諸表論
C: 原価計算論
D: 税務会計論
E: 監査論

千代田邦夫 略歴

1944年1月	埼玉県に生まれる
1966年3月	早稲田大学第一商学部卒業
1968年3月	早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了
1968年4月－1975年3月	鹿児島経済大学助手、講師、助教授
1976年4月－1984年3月	立命館大学経営学部助教授
1984年4月－2006年3月	立命館大学経営学部教授
2006年4月－2009年3月	立命館大学大学院経営管理研究科教授
2009年4月－2012年3月	熊本学園大学大学院会計専門職研究科教授
2012年4月－2013年3月	早稲田大学大学院会計研究科教授
2013年4月－現在	公認会計士・監査審査会会長 経営学博士、公認会計士
1973年－74年	チュレイン大学大学院留学
1981年－82年	ライス大学客員研究員
1992年－93年	アメリカン大学客員研究員

著書

- 『闘う 公認会計士－アメリカにおける150年の軌跡』中央経済社、2014年3月
『新版 会計学入門－会計監査の基礎を学ぶ』（第3版）、中央経済社、2014年2月
『監査役に何ができるか？』（第2版）、中央経済社、2013年3月
『現代会計監査論』（全面改訂版）、税務経理協会、2009年2月
『会計学入門－会計・税務・監査の基礎を学ぶ』（第9版）中央経済社、2008年3月
『貸借対照表監査研究』中央経済社、2008年1月
『日本の会計』上海財經大学出版社、2006年4月
『課長の会計道』中央経済社、2004年4月
『アメリカ監査論－マルチディメンショナル・アプローチとリスク・アプローチ』
中央経済社、1994年12月
『公認会計士－あるプロフェッショナル100年の闘い』文理閣、1987年12月
『アメリカ監査制度発達史』中央経済社、1984年3月

日経・経済図書文化賞、日本会計研究学会太田賞

日本内部監査協会青木賞、日本公認会計士協会学術賞、辻 眞会計賞